



関係者各位

長市民第558号

令和4年1月5日

長岡市市民協働推進部

市民課長

戸籍附票の記載事項追加等の施行について（お知らせ）

日ごろから、市政につきまして格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
デジタル手続法による住民基本台帳法の一部改正に伴う戸籍附票の記載事項追加等については、関係機関を通じて周知されていることと存じますが、下記のとおり施行されますのでお知らせします。

つきましては、所属の会員の皆様に周知くださるようお願いいたします。

記

1 施行日

令和4年1月11日

2 施行内容

- (1) 各人ごとの氏、生年月日及び性別が追加されます。

ただし、施行日前に削除された附票や除籍になっている方については、記載されません。

- (2) 本籍・筆頭者は、原則、省略（非表示）となります。

ただし、申出により表示できる場合があります。表示が必要な方は、交付請求書に本籍・筆頭者の表示が必要である旨を明記ください。

※ 請求内容により、表示を必要とする理由を詳しく確認させていただくことがあります。

- (3) 在外選挙人登録情報は、原則、省略（非表示）となります。

ただし、申出により表示できる場合があります。表示が必要な方は、交付請求書に在外選挙人登録情報の表示が必要である旨を明記ください。

※ 在外選挙人登録情報は、登録手続をした方のみ戸籍附票に記載されている情報で、全ての方に記載されるものではありません。

担当：長岡市市民協働部市民課中央サービスセンター
電話0258-39-7512（直通）